

京都市告示第164号

平成24年10月5日京都市告示第267号（公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定等）の一部を平成25年7月1日から次のように改めます。

平成25年6月7日

京都市長 門川 大作

「

西野山市営住宅	第9棟	301号及び307号	0.9342
		その他	0.7842

」

を

「

西野山市営住宅	第9棟	301号、307号及び407号	0.9342
		その他	0.7842

」

に、

「

西野山市営住宅	第11棟	206号及び508号	0.9342
		その他	0.7842

」

を

「

西野山市営住宅	第11棟	206号、407号、409号及び508号	0.9342
		その他	0.7842

」

に、

「

西野山市営住宅	第 12 棟	105 号	0.9342
		その他	0.7842

」

を

「

西野山市営住宅	第 12 棟	105 号及び 309 号	0.9342
		その他	0.7842

」

に ,

「

勸修寺北市営住宅	第 3 棟	104 号 , 106 号及び 107 号	0.9321
		その他	0.7821

」

を

「

勸修寺北市営住宅	第 3 棟	104 号 , 106 号 , 107 号 及び 507 号	0.9321
		その他	0.7821

」

に ,

「

川西市営住宅	第 2 棟	305 号及び 504 号	0.9469
		その他	0.7969

」

を

「

川西市営住宅	第2棟	206号, 305号及び504号	0.9469
		その他	0.7969

」

に、

「

檜原市営住宅	第2棟		0.7895
--------	-----	--	--------

」

を

「

檜原市営住宅	第2棟	507号	0.9395
		その他	0.7895

」

に、

「

檜原市営住宅	第3棟	109号	0.9395
		その他	0.7895

」

を

「

檜原市営住宅	第3棟	109号及び510号	0.9395
		その他	0.7895

」

に、

「

檜原市営住宅	第4棟から第6棟まで		0.7895
--------	------------	--	--------

」

を

「

檜原市営住宅	第4棟から第5棟まで		0.7895
	第6棟	501号	0.9395
		その他	0.7895

」

に、

「

石田東市営住宅	第5棟から第7棟まで		0.7804
---------	------------	--	--------

」

を

「

石田東市営住宅	第5棟	107号	0.9304
		その他	0.7804
	第6棟から第7棟まで		0.7804

」

に、

「

石田西市営住宅	第1棟から第6棟まで		0.7804
---------	------------	--	--------

」

を

「

石田西市営住宅	第1棟から第5棟まで		0.7804
	第6棟	306号	0.9304
		その他	0.7804

」

に、

「

石田西市営住宅	第7棟	103号	0.9304
		その他	0.7804

」

を

「

石田西市営住宅	第7棟	103号及び402号	0.9304
		その他	0.7804

」

に、

「

深草市営住宅	第3棟	306号	0.9319
		その他	0.7819

」

を

「

深草市営住宅	第3棟	204号及び306号	0.9319
		その他	0.7819

」

に改めます。

(都市計画局住宅室住宅管理課)